

岐阜市行契第632号
令和8年3月27日

建設工事業者様

契 約 課 長

建設工事における工事費内訳書の取扱いについて（通知）

令和7年12月、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」の施行に伴い、入札金額に係る内訳書（以下「工事費内訳書」という。）において、「材料費」、「労務費」及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（「法定福利費の事業主負担額」「建退共制度の掛金」「安全衛生経費」）の記載が義務付けられました。

つきましては、令和8年4月1日以降に発注する入札案件から、工事費内訳書の様式に当該経費の項目を追加しますので、入札の際には記載していただきますようお願い致します。

1 対象

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う、予定価格200万円を超える建設工事（随意契約の場合を除く。）

2 提出方法

原則、岐阜県市町村共同電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、入札公告又は指名通知で指定する日時までに入札書に金額を入力の上、工事費内訳書の電子データを契約課あて提出^{※1}してください。

※1 電子入札システムの使用が出来ない場合は、紙により提出していただきます。

3 工事費内訳書の作成

- (1) 工事費内訳書の様式については、電子入札システムに仕様書と共に電子データを掲載^{※2}しています。
- (2) 工事費内訳書の作成方法は、岐阜市ホームページの「記入例^{※3}」及び「工事費内訳書の提出における留意点について^{※3}」をご参照ください。
- (3) 当該経費の積算方法については、「労務費に関する基準ポータルサイト（国土交通省）^{※4}」をご参照ください。

※2 様式については、掲載されている電子データをお使いください。

※3 記入例等については、産業・ビジネス>入札・契約>入札・契約に関するお知らせ・通知>
[建設工事における工事費内訳書の取扱いについて](#) に掲載しています。

※4 <https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/concept>

4 工事費内訳書の記載に係る留意事項

- (1) 令和8年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事について、当該経費または(2)による事項の記載がない場合は入札を原則無効とします。

ただし、周知期間の暫定措置として、令和8年5月31日までに入札公告又は指名通知を行う建設工事について、当該経費について金額等の記載がない場合でも入札を無効としないこととします。

- (2) 当該経費については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下のとおり取り扱うこととします。

- (ア) 当該経費のすべてを計上できない場合

「算出不能」、「計上不可」等その旨が分かるように記載

- (イ) 当該経費の一部のみ計上できない場合

計上可能な分のみ記載し、一部のみ計上していることがわかるように記載

5 低入札価格調査に伴う工事費内訳書の作成

入札の結果、低入札価格調査となった場合は、岐阜市低入札価格調査要綱に基づき、別途、詳細な工事費内訳書の提出を求める場合があります。

また、工事費内訳書の内容に不備がある場合は、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とすることがあります。